

令和3年4月28日

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う地域福祉センターの 利用休止期間延長について

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、宮城県で独自の緊急事態宣言が発出されたことに伴い柴田町地域福祉センターの利用について、下記のとおり休止【ただし、公用で使用する場合を除く。】の期間を延長いたします。施設利用者の皆さまには大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

●休止期間【令和3年5月11日(火)まで】

※ただし、宮城県の緊急事態宣言が解除されるまで延長の場合があります。